

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年4月28日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第9号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の附則第3項又は第4項に規定する作業に従事した職員に対する防疫作業従事手当については、なお従前の例による。